

(別紙2-16 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)

第1 特定水産資源の名称

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

第2 管理年度

7月1日から翌年6月末日まで

第3 資源管理の目標

1 目標管理基準値

- (1) まさば対馬暖流系群 310千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）
- (2) ごまさば東シナ海系群 109千トン（最大持続生産量を達成するために必要な親魚量）

2 限界管理基準値

- (1) まさば対馬暖流系群 143千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）
- (2) ごまさば東シナ海系群 51千トン（最大持続生産量の60パーセントを達成するために必要な親魚量）

)

### 3 禁漁水準値

- (1) まさば対馬暖流系群 22千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）
- (2) ごまさば東シナ海系群 8千トン（最大持続生産量の10パーセントが得られる親魚量）

## 第4 漁獲シナリオ

### 1 目標管理基準値に係る漁獲シナリオ

- (1) まさば対馬暖流系群 令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(1)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。
- (2) ごまさば東シナ海系群 令和元年（2019年）の資源評価に基づき、親魚量が令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1(2)の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。

### 2 漁獲圧力

- (1) まさば対馬暖流系群 1(1)の規定を踏まえたまさば対馬暖流系群の漁獲圧力は、以下のとおりとす

る。

- ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。
  - ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乗じた値とする。
  - ③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。
- (2) ごまさば東シナ海系群 1(2)の規定を踏まえたごまさば東シナ海系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。
- ① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.95を乗じた値とする。
  - ② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から、禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基

づき算出した値に乗じた値とする。

③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。

### 3 漁獲可能量の算定方法

#### (1) 管理年度当初の漁獲可能量の設定について

まさば及びごまさばは、同時に漁獲され、魚種別に、即座に正確な仕分けを行うことが困難であることから、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群の管理に関しては、漁獲可能量は、次の①及び②に掲げる両魚種の生物学的漁獲可能量の合計値の範囲内で一括して行うこととする。

① まさば対馬暖流系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の漁獲圧力及び0.7（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値

② ごまさば東シナ海系群 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の漁獲圧力及び0.95（資源評価対象水域における外国による漁獲を考慮するための値）を乗じた値

#### (2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整について

まさば対馬暖流系群又はごまさば東シナ海系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源

評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも70パーセント以上増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。

- ① 当該特定水産資源の親魚量が、令和12年（2030年）に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量（以下「追加数量」という。）を追加する。
- ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。

## 第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等は、次の1及び2に定めるとおりとする。

### 1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち宮崎県串間市都井岬灯台正南の線以西、北緯27度0分14秒の線以北の水域（外国の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業（許可省令第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下この別紙において同じ。）

③ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

- ① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。
- ② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

## 2 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業

### （1）当該大臣管理区分に関する事項

#### ① 水域

オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海並びに太平洋の海域（オホーツク海、日本海、黄海、東シナ海及び南シナ海を除く。）のうち次のアからウまでに掲げる線以西の水域（外国

の領海及び排他的経済水域（大韓民国にあっては許可省令別表第5の11の項の上欄に掲げる区域、中華人民共和国にあっては同表の12の項の上欄に掲げる区域）を除く。）

ア 宮崎県と鹿児島県の最大高潮時海岸線における境界点から北緯31度25分29秒東経131度7分44秒の点（イにおいて「A点」という。）に至る直線

イ A点から北緯31度13分3秒東経131度20分44秒の点（ウにおいて「B点」という。）に至る直線

ウ B点から正南の線

② 漁業の種類

大臣許可漁業のうち、大中型まき網漁業を除いたもの

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理

とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する期間を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

### 1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

#### （1）都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意

がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。

## (2) 国の留保

国の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、国際交渉において必要となる数量もここに含めるものとする。

## 2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、次の(1)から(3)までに定めるところによる。

(1) 配分の対象となる都道府県は、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県とする。

(2) 平成29年（2017年）から令和元年（2019年）までの漁獲実績の平均値において、全体の漁獲量のうちおおむね80パーセントの漁獲量を構成する漁獲量上位の都道府県については、原則として配分数量を明示することとする。

(3) (2)に該当しない都道府県については、「現行水準」による配分を行う。ただし、目安となる数量について当該都道府県が希望する場合又は漁業構造の大幅な変化等管理上必要となる場合には、配分数

量を明示することとする。

### 3 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

### 4 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に対して、次の(1)から(3)までに定めるところにより配分する。ただし、管理年度の末日までに国の留保分が不足すると見込まれる場合又は国際交渉上支障がある場合には、この限りでない。

#### (1) 配分の時期及びその方法

次の①又は②に掲げる日 ((2)において「基準日」という。) のいずれかを経過した場合には、それぞれ当該①又は②に定める数量を配分する。

- ① 一の都道府県（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該都道府県別漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該都道府県別漁獲可能量と当該都道府県における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に1千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日）（2）に定める期間予測漁獲量と当該都道府県別漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の都道府県別漁獲可能量のうちいづれか小さい数量
- ② 大臣管理区分（数量を明示したものに限る。）における漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が75パーセント、80パーセント、85パーセント若しくは90パーセントを超えた日又は当該大臣管理漁獲可能量と当該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が1千トンを下回った日（国の留保からの配分を行った時点で、当該管理年度の漁獲量の総量の当該大臣管理漁獲可能量に占める割合が既に75パーセントを超えている場合又は当該大臣管理漁獲可能量と当

該大臣管理区分における当該管理年度の漁獲量の総量との差が既に 1 千トンを下回っている場合にあっては、当該配分を行った日) (2)に定める期間予測漁獲量と当該大臣管理漁獲可能量との差又は当該管理年度における当初の大蔵管理漁獲可能量のうちいずれか小さい数量

## (2) 期間予測漁獲量の算出式

期間予測漁獲量は、次の①から③までに掲げる期間の区分に応じて、当該①から③までに定める値を加えた値又は次の④及び⑤に掲げる期間の区分に応じて、当該④及び⑤に定める値を加えた値のうち、いずれか大きい値により算出する。

- ① 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日の属する月の前月まで 実績値
- ② 基準日の属する月 日割りによって計算した基準日の 9 日前から基準日までの 1 日当たりの漁獲実績の値に、基準日の属する月の日数を乗じて得た値
- ③ 基準日の属する月の翌月 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じて、当該ア又はイに定める値  
ア 特異率 (当該漁期の来遊状況の特異性を表す比率であって、①に定める実績値を、①に掲げる期間と同じ期間の過去 5 年間の漁獲実績の値のうち月ごとに上位 3 年間の平均の漁獲実績の値で

除して算出する。以下ア及びイにおいて同じ。) が 1 以上の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去 5 年間の漁獲実績の値のうち上位 3 年間の平均の漁獲実績の値に当該特異率を乗じて得た値

イ 特異率が 1 未満の場合 当該基準日の属する月の翌月の過去 5 年間の漁獲実績の値のうち上位 3 年間の漁獲実績の値を平均した値

- ④ 当該管理年度における漁獲可能期間の開始日から基準日まで 実績値
- ⑤ 基準日の翌日から 45 日間 日割りによって計算した基準日の 9 日前から基準日までの 1 日当たりの漁獲実績の値に、45 を乗じて得た値

(3) (1)に定める場合のほか、農林水産大臣が必要と認める場合に配分するとともに、配分を受ける者(数量を明示した都道府県及び大臣管理区分に限る。)の間で合意があった場合には当該合意による数量を用いて配分する。

## 第 7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあっては、法第 26 条第 2 項の規定に基づき、陸揚げした日から

その属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項に定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

- (1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量
- (2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (3) 漁獲割当管理区分
- (4) 採捕に係るまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群を陸揚げした日
- (5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあっては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあっては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第16条第3項に定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中 ((2)に規定する期間を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日までの期間（漁獲可

能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがな  
くなったと認められる期間を除く。）

陸揚げした日から 5 日以内（行政機関の休日は算入しない。）

## 第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 第5の2のまさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群その他大臣許可漁業管理区分においては、  
法第36条第1項の許可をする船舶の隻数に上限（沖合底びき網漁業（許可省令第2条第1号に掲げる漁  
業をいう。）にあっては許認可隻数333隻、以西底びき網漁業（許可省令第2条第2号に掲げる漁業を  
いう。）にあっては許認可隻数8隻等））を設けることを通じて、漁獲努力量を制限する。

2 漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、農林水産大臣及び都道府  
県知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、

当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の農林水産大臣及び都道府県知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

#### 第9 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の85パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。